

滋賀県水産振興資金貸付要綱取扱要領

平成25年12月20日 伺 定
令和5年8月22日 改 定
令和6年7月1日 改 定

第1条 この要領は、滋賀県水産振興資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき水産振興資金貸付等の取扱いについて定める。

（取扱いの基本方針）

第2条 この制度の取扱いにあたっては、制度の目的である資本装備の高度化、経営の近代化、安定化、漁場環境保全など水産業の振興に役立つものを対象とし、資金の効率的な運用を図るものとする。

（借入資格者）

第3条 この制度の借入資格者については要綱第3条に定めるものであるが、漁業経営の安定化、水産振興に関心を持つ、意欲的な漁業者等を対象とする。

（貸付対象）

第4条 要綱第4条に定める資金の貸付対象は原則として次のとおりとする。

（1）施設整備資金

ア 魚貝類養殖施設の取得および整備に関する資金

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| (ア) 養殖池施設 | 養殖池および用排水施設等 |
| (イ) 蓄養池および種苗生産施設 | 蓄養池、飼育池用排水施設および採苗施設等 |
| (ロ) 養殖用作業舎 | 作業舎の維持管理のため必要な附帯施設（事務室、当直室を含む）等 |
| (エ) 倉庫施設 | 資材格納庫等 |
| (オ) 養殖用給調餌施設 | 調整供給施設（給餌器、ミンチ、チョッパー等を含む） |
| (カ) 水産物保蔵施設 | 水産物倉庫、冷蔵庫等 |
| (キ) 水産物等運搬施設 | 運搬船、運搬車、場内運搬機械等 |
| (ク) 養殖網 | 網の設置に要する資材の経費を含む。 |
| (ケ) 養殖用肥料薬剤施設用器具 | 浮タンク、散布機械等 |
| (コ) 水産種苗生産用および養殖生産物収穫用器具 | ヒーター培養器および収穫用器具 |

イ 真珠養殖施設の取得および整備に要する資金

- | | |
|------------------|--|
| (ア) 養殖いかだ施設 | 養殖漁場施設、つりかご |
| (イ) 養殖用作業舎 | 施術用作業舎等、作業舎の維持管理のため必要な附帯施設（事務室、当直室等）を含む。 |
| (ロ) 倉庫施設 | 資材格納庫等 |
| (エ) 養殖用肥料薬剤施設用器具 | 浮タンク、散布機械等 |
| (オ) 水産物等運搬施設 | 運搬船、運搬車、場内運搬機械等 |

ウ 水産物加工施設の取得および整備に要する資金

- | | |
|-------------|---------|
| (ア) 水産物加工施設 | 水産物加工施設 |
|-------------|---------|

（2）漁船漁具改良取得資金

ア 漁船（推進機関を含む）の取得改良に要する資金

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (ア) 漁 船 | 漁船の建造もしくは取得（中古船を含む）、漁船の改造もしくは修繕 |
| (イ) 船体以外の部分に係るもの | 推進機関、プロペラ装置、発電機、油圧装置等 |

イ 漁具（えり、やなの工作物を含む）の取得改良に要する資金（修繕・補修を含む）

- (ア) 漁業権漁業における漁具 えり、やな、地びき網漁業等の資材および漁網等
 - (イ) 許可届出漁業における漁具 刺網等
 - (ウ) その他の漁具 漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ等
- (3) 経営安定資金
- ア 魚貝類養殖漁業の経営近代化安定のために要する運転資金
 - (ア) 魚貝類養殖用種苗および餌料の取得資金
 - イ 真珠養殖漁業の経営近代化安定のために要する運転資金
 - (ア) 品質向上、価格安定、先進技術導入に要する資金
 - (イ) 季節的需要に要する安定資金
 - ウ 水産物加工業の経営近代化安定のために要する運転資金
 - (ア) 水産物加工用原材料の取得資金
- (4) 漁場環境保全対策資金
- ア 漁場に放置される大型廃棄物の撤去等漁場環境の保全を図る事業に要する資金
 - (ア) 漁場清掃事業 漁場清掃活動、大型廃棄物等の撤去、堆積物の除去等
 - (イ) 環境保全啓発事業 漁場環境を守る啓発物の作成、設置等
 - イ 水質汚濁防止を図る設備の取得および整備に関する資金
 - (ア) 水質汚濁防止設備 漁網洗浄機、汚濁水流出防止施設等
- 2 貸付け対象は原則として、前項各号のとおりとし、その他漁業経営の近代化、ならびに水産業の振興のため知事が特に必要と認めた資金とする。

(附帯施設の範囲)

第5条 建築物および構築物等の附帯施設の範囲は次のとおりとする。

- (1) 当該施設の機能が充分発揮されるため不可欠な施設（たとえば電気施設、用排水施設等）は資金の対象とすることができる。
- (2) 敷地の取得にかかるものについては、当該施設に必要な最小限度においては事業費に含めることができる。ただし、土地の取得のみの資金であって施設の設置等が同時に伴わないものについては対象としない。

(借入申込みの時期)

第6条 借入申込みの時期は施設の取得、改良着手以前に行なうものとし、貸付け対象施設がすでに完成または購入もしくは補修完了している場合には、第4条各号の貸付け対象から除外するものとする。

(災害の認定)

第7条 要綱第8条の規定により災害認定を受けようとする者は、滋賀県水産振興資金災害認定申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適正と認めるときは、当該申請書の貸付対象を災害に起因するものとして認定し、滋賀県水産振興資金災害認定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(災害に係る利子補給)

第8条 第7条の規定により災害の認定を受けた者が、災害復旧を目的とする事業に資金を借り受けようとするときは、取扱金融機関の貸付決定後速やかに、利子補給承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の利子補給承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ利子補給の可否を決定し、利子補給承認（不承認）書（別記様式第4号）を交付するものとする。
- 3 前項の承認を受けた者は、償還期限等借受の内容を変更しようとするときは、利子補給承認事項変更申請書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前項の利子補給承認事項変更申請書の提出を受けたときは、その諾否を決定し、その旨

を申請者に通知するものとする。

(災害に係る保証料補助)

第9条 第7条の規定により災害の認定を受けた者が、災害復旧を目的とする事業に資金を借り受けようとするときは、全国漁業信用基金協会兵庫支所の債務保証承諾後速やかに、保証料補助金承認申請書（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の保証料補助金承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ保証料補助の可否を決定し、保証料補助金承認（不承認）書（別記様式第7号）を交付するものとする。

3 前号の承認を受けた者は、償還期限等借受の内容を変更しようとするときは、保証料補助金承認事項変更申請書（別記様式第8号）を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の保証料補助金承認事項変更申請書の提出を受けたときは、その諾否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 資金の貸付けを受けた者は、貸付け対象施設の取得、整備または改良以外の目的に資金を使用してはならない。

(転貸等)

第11条 要綱第10条ただし書きの規定に基づき、転貸を行なおうとする漁業協同組合は転貸申請書（別記様式第9号）を知事あて提出し転貸の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、転貸が認められた漁業協同組合は、遅滞なく当該資金を組合員に転貸するとともに、転貸完了後7日以内に転貸報告書（別記様式第10号）により、知事に報告しなければならない。

(変更の届出)

第12条 資金の借入れを申込んだ者は、貸付け決定後において、事業計画に変更が生じたときは、貸付け対象事業計画変更届（別記様式第11号）により、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合、知事は意見を付して取扱金融機関に回付するものとする。

3 取扱金融機関は、前項の回付があった時は、貸付決定の内容を変更することができる。

(報告)

第13条 要綱第11条の滋賀県水産振興資金貸付対象事項完了報告書には、貸付対象となった事業資金の領収書の写しを添付すること。

(返済の完了報告書)

第14条 資金を借入れた者は借入元金の返済が完了したとき、返済完了報告書（別記様式第12号）を知事に提出するものとする。

(貸付の取消し)

第15条 知事が取扱金融機関に借入れ申込書を回付した後、6か月以内に申込者が資金の借入れを実行しない場合は貸付決定を取消すことがある。

2 前項の規定は知事が特にやむを得ない事由があると認めた場合はこの限りでない。

(附則)

1 この要領は、平成25年12月20日から施行する。

2 滋賀県水産資金貸付要綱取扱要領（平成16年8月6日伺定）は、廃止する。

(附則)

1 この要領は、令和5年8月22日から施行する。

(附 則)

1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

滋賀県水産振興資金災害認定申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所
氏 名 印

下記のとおり水産振興資金の借入にあたり、災害認定を受けたいので、水産振興資金貸付要綱取扱要領第7条の規定により申請します。

記

借入資金名		借入希望額	
天災名および被害状況		借入目的事業およびその内容	

添付書類：事業計画書（位置図、計画図含む。）経費内訳明細書および写真

滋賀県水産振興資金災害認定書

様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで提出のあった滋賀県水産振興資金災害認定申請については、下記のとおり認定します。

記

借入資金名		借入希望額	
天 災 名		災害認定額	
被 害 内 容	貸付対象事業およびその内容		

滋賀県水産振興資金災害対策利子補給承認申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所
氏名又は名称
および代表者氏名 印

下記の貸付について、滋賀県水産振興資金災害対策資金として利子補給を受けたいので、関係書類を添え、申請します。

記

借入資金名	借入予定額 (千円)	借入予定 年月日 (. .)	貸付 利率 (%)	利子 補給率 (%)	償還 期限 (. .)	承認 番号 (※)

※の欄は記入を要しない。

添付書類

- ・ 滋賀県水産振興資金借入申込書の回付について (写)
- ・ 融資金返済予定明細表 (写)

滋賀県水産振興資金災害対策利子補給承認（不承認）書

様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで申請のありました滋賀県水産振興資金災害対策利子補給については、滋賀県水産振興資金貸付要綱取扱要領第8条の規定に基づき、下記のとおり承認（不承認）します。

記

利子補給 承認番号	借入資金名	借入 承認額 (千円)	貸付 利率 (%)	利子 補給率 (%)	償還 期限 (. .)	備考

滋賀県水産振興資金災害対策利子補給承認事項変更申請書

年 月 日

滋賀県知事

様

住 所
氏名又は名称
および代表者氏名

印

年 月 日付け滋水第 号で承認された滋賀県水産振興資金災害対策資金にかかると利子補給については、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 計 画	変 更 理 由

滋賀県水産振興資金災害対策保証料補助金承認申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所
氏名又は名称
および代表者氏名 印

下記の貸付について、滋賀県水産振興資金災害対策資金として保証料補助金を受けたいので、関係書類を添え、申請します。

記

保証資金名	保証予定額 (千円)	保証予定 年月日 (. .)	保証率 (%)	保証料 補給率 (%)	保証期限	承認 番号 (※)

※の欄は記入を要しない。

添付書類

- ・債務保証承諾通知 (写)
- ・保証料計算書 (写)

滋賀県水産振興資金災害対策保証料補助金承認（不承認）書

様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで申請のありました滋賀県水産振興資金災害対策利子補給については、滋賀県水産振興資金貸付要綱取扱要領第9条に基づき、下記のとおり承認（不承認）します。

記

保証料補助 承認（不承認） 番号	保証資金名	保証承認額 (千円)	保証率 (%)	保証料 補助率 (%)	保証期限	備考

滋賀県水産振興資金災害対策保証料補助金承認事項変更申請書

年 月 日

滋賀県知事

様

住 所
氏名又は名称
および代表者氏名

印

年 月 日付け滋水第 号で承認された滋賀県水産振興資金災害対策資金にかか
る保証料補助金については、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 計 画	変 更 理 由

滋賀県水産振興資金転貸承認申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

組 合 名

代表者名

印

下記のとおり
第11条の規定により、申請します。

資金の転貸を行ないたいので水産振興資金貸付要綱取扱要領

記

転貸資金名		借入額	
転貸額		転貸予定年月日	
転貸の場合の 手数料等		転貸償還 年 月 日	
転貸先		転貸額	

滋賀県水産振興資金転貸報告書

年 月 日

滋賀県知事

様

組 合 名

代表者名

印

年 月 日付で (金融機関名) より貸付けを受けた 資金
を下記のとおり組合員に転貸しましたから報告します。

記

転貸資金名		借 入 額	
転 貸 額		転貸予定年月日	
転貸の場合の 手数料等		転 貸 償 還 年 月 日	
転 貸 先		転 貸 額	

水産振興資金貸付対象事業計画変更届

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所
氏名又は名称
および代表者氏名

印

令和 年（ 年） 月 日付け滋水第 号で承認された滋賀県水産振興資金の貸付対象事業計画については、下記のとおり変更が生じたため届け出ます。

記

1 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 計 画

2 変更理由

水産振興資金返済完了報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

組 合 名

代表者名 印

さきに貸付けを受けました水産振興資金につきまして、下記のとおり返済を完了しましたので報告します。

記

- 1 貸付資金名
- ・施設整備資金
 - ・漁船漁具改良取得資金
 - ・経営安定資金
 - ・漁場環境保全対策資金

2 借入金額 千円 (年据置、 年償還)

3 借入年月日 年 月 日

4 返済内訳 元 金 円

利 息 円

(ただし、基金協会の保証料は除く)